

2020年4月6日

各経営者 殿

東京自動車教習所労働組合
執行委員長 津田 正善

支部長

新型コロナウイルス感染防止に関する要望書 2

4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、日本国内の感染の状況については、「今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。」と提言を公表しました。

また、政府は感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期にあり、社会・経済へのインパクトを最小限にとどめるために、3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集空間、間近で会話や発声をする密接空間）を避けて行動することを呼びかけながら、外出の自粛要請や学校の臨時休校などの対策を次々に講じています。

3月17日付けで厚生労働省が公表した資料によると、中国での感染患者の全体の致死率は2.3%であり、年齢別致死率は30~39歳0.2%、40~49歳0.4%、50~59歳1.3%、60~69歳3.6%、70~79歳8.0%、80~89歳14.8%と年齢が高くなると致死率が高くなっています。

一方、基礎疾患ごとの致死率は、心血管疾患10.5%、糖尿病7.3%、慢性呼吸器疾患6.3%、高血圧6.0%、がん5.6%であるとされています。

以上の統計を鑑みれば、「基礎疾患がある年齢が高い職員」はリスクが高くなっており、そのような職員に対して一定期間特別休暇として自宅待機とすることが、命を守る行動であり、感染拡大を阻止し医療崩壊を防ぐ有効な対策であると考えられます。

治療薬が待ち望まれている中、中国において抗インフルエンザ治療薬「アビガン」が新型コロナウイルスに効果があるとの明るい報告がありますが、ワクチンの開発については1年後となっています。

危機的な状況を職員全員で乗り切るために、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着くまでの一定期間内において、以下の諸政策について実施するよう要求します。

記

- 1、 期間を限定した新型コロナウイルス感染防止の特別休暇制度を導入し、全職員に対して一定期間内において自宅待機命令を行うこと。その時は、出勤扱いとして欠勤控除を行わないこと。
- 2、 「基礎疾患がある年齢が高い職員」が休業を申し立てた場合は、一定期間内において休業を認めること。その時は、出勤扱いとして欠勤控除を行わないこと。
- 3、 警察庁や全指連に、全教習生の教習・検定・仮免許の期限を一律6か月間延長するよう経営者団体として要請すること。また、運転免許の有効期限を1年間延長するよう要請すること。
- 4、 教習生に対して、教習期限などの延長が可能なことを説明し、集団感染を防ぐ目的で一定期間内において教習を控えるよう呼びかけること。

以 上